

JP2017-0001・JP2017-0005別れさせ屋

ミニマム・アプローチは原則か！

報告者 渡邊 敏

JP2017-0001申立 (別れさせ屋.JP)

復縁屋 (申立人)  domain manager (登録者)

申立人

- 2014年10月20日に「別れさせ屋工作.jp」のドメイン名を取得。2016年4月1日より「別れさせ屋」サービスとして営業開始。
- 商標登録第5911101号、商標「別れさせ屋」、役務区分第35類を2016年1月6日に商標登録
- 他の商標、商標登録第5826982号、商標「復縁したい」、役務区分第45類、指定役務「結婚又は婚礼に関する情報の提供他」、商標登録第5899475号、商標「復縁屋」、役務区分第35類、指定役務「広告業他」
- 2017年6月2日 取消裁定実施

JP2017-0005申立 (別れさせ屋.JP)

2017年7月2日0時登録凍結解除→ TEL(登録者)0時11分登録

復縁屋 (申立人)



KH(登録者)0時35分移転

- TEL 代表者とKHのメアドが同一
- KHのメールアドレスでアゼルバイジャン等の販売目的のドメイン名を複数掲載。
- 申立人からKHに譲渡の申入れの内容証明不送達

登録者以外の商標

4549146, 5217783, 商願2017-095796



〇取消
×移転

制度背景(1)

1 商標とドメイン名

商標 類似群の毎に同じ商標が成立

ドメイン名 トップレベルとセカンドレベル同一→一つ

2 同一の商標が複数の役務で登録されている場合

役務が異なる商標権者がドメインを取得した場合

→他の非登録者の広告活動が制約を受けたり、または

事実上登録者が他の役務領域を参入した場合、該役務領域の商標権者と紛争が発生する。→商標では類似群毎に商標が成立するから役務領域の切り分けが紛争を防止している。

(結論) ドメイン制度は商標制度と比較して未成熟

制度背景(2)

3 商標法上の取消・無効制度

(商標登録の無効の審判) 第46条

無効理由 4条1項11号 類似商標かつ類似役務
4条1項15号 他人の業務に係る商品
又は役務と混同を生ずるおそれがある商標
他

(商標登録の取消しの審判) 第50条1項、第51条1項
不使用取消審判

類似商標使用による役務の誤認混同

※ 特許法、実用新案法、意匠法では権利の移転請求が認められているが、商標法には規定はない。→ドメイン名は移転可？

制度背景(3)

(結論) 商標法との関係から、取消は認められても移転までは、行き過ぎはないか。特許等も冒認関係で移転を認めているのみ。

4 方針4条i項は、「登録者のドメイン名登録の取消請求または当該ドメイン名登録の申立人への移転請求に限られる。」とのみ規定して、どの救済手段を選択するかはパネルの裁量に任されている。

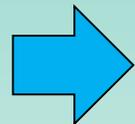
5 ドメイン名紛争処理方針は、登録者の不正の目的を明らかに認定できる事案についてのみ移転裁定をすべきであるとの基本ポリシーが採用されているが、申立人と登録者の権衡論であり、同一の標章の商標権が複数ある事案は別である。

事件処理

1 第1事件で取消したら、第2事件の関係者が再登録したが、第1事件で移転を認めたら第2事件は起こらなかったと批判がある。

① まず、取消になったら所定の期間経過後に、誰でも登録できる制度上の問題→審査とか申立人を優遇するとか制度上の改定は可能（審査には膨大な手数は掛からない。ドメイン事件は少ない）。又第2事件も取消だが裁定後問題は起きていない。

② 前述したように本件ドメイン名の商標が複数存在し、しかも申立人の商標は本件ドメイン名（別れさせ屋）から観念できる同一又は類似する役務に関する商標権ではなかったのであり、後日の紛争は不可避である。このような状況で当センターが紛争の種を蒔くことは好ましくない。当面の不合理的な状態を回避する解決で十分である。又別れさせ屋の役務は適法？

 ミニマムポリシーは、裁定主文にも生かすべきである。